

Ⅲ 計画の内容

1 基本認識

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。
- (2) DVを防止するとともに、相談や被害者の保護から自立の支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うことは、国及び県・市町村の責務です。
- (3) DVは、子どもに対しても深刻な影響を及ぼす重大な問題であり、子どもの心身の安定の確保や教育を受ける権利への配慮と一体となった被害者への支援が必要です。
- (4) DVへの対策を推進するためには、国及び県・市町村の関係機関、民間団体などが幅広く協働・連携しながらそれぞれの役割を担っていくことが不可欠です。

2 重点目標と特に重点的に取り組むポイント

現状の課題を踏まえて、次の5つの重点目標を定め、各施策に取り組みます。

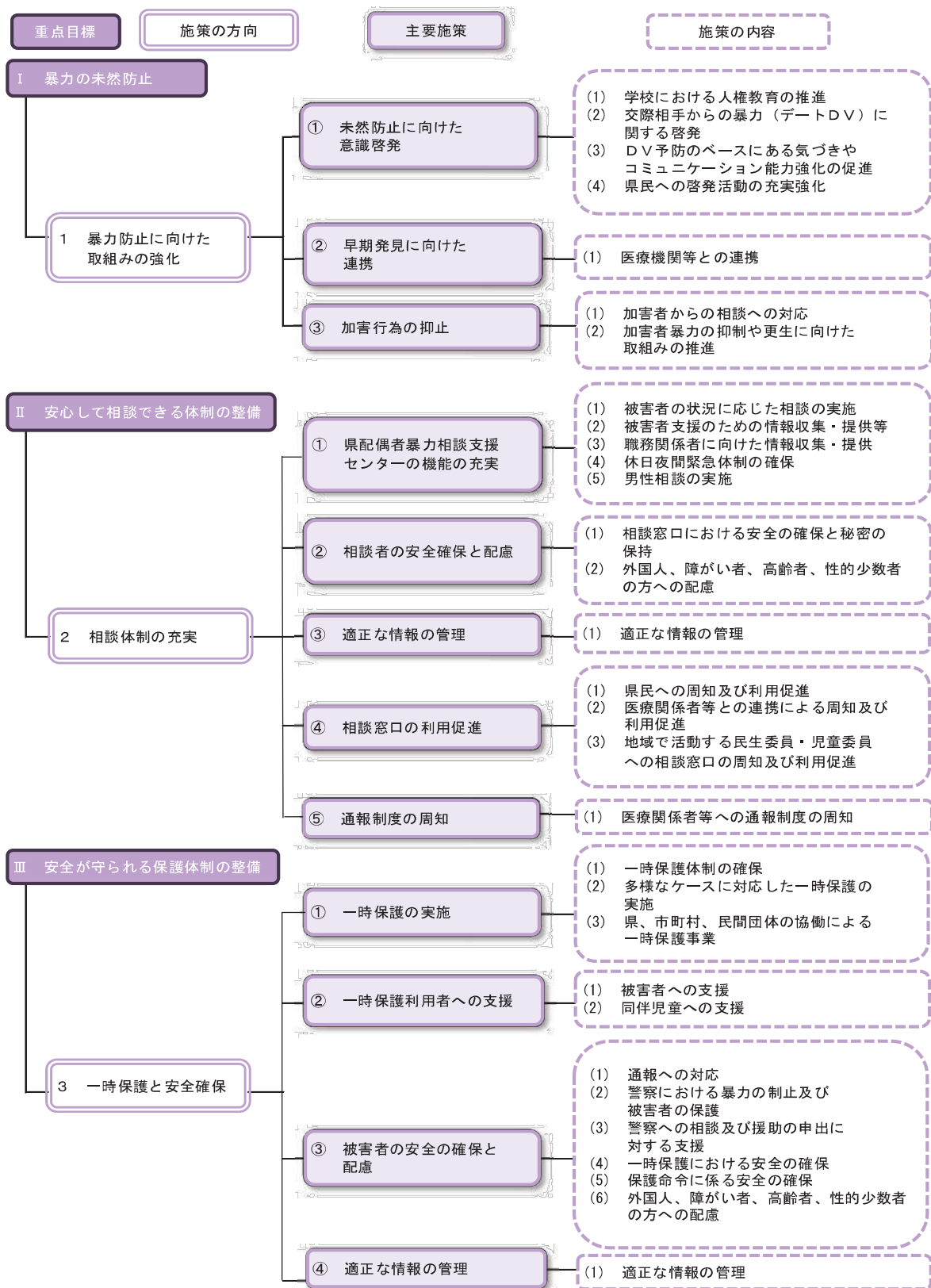
重点目標	
重点目標Ⅰ	暴力の未然防止
重点目標Ⅱ	安心して相談できる体制の整備
重点目標Ⅲ	安全が守られる保護体制の整備
重点目標Ⅳ	自立支援の促進
重点目標Ⅴ	市町村、民間団体及び関係機関との連携等

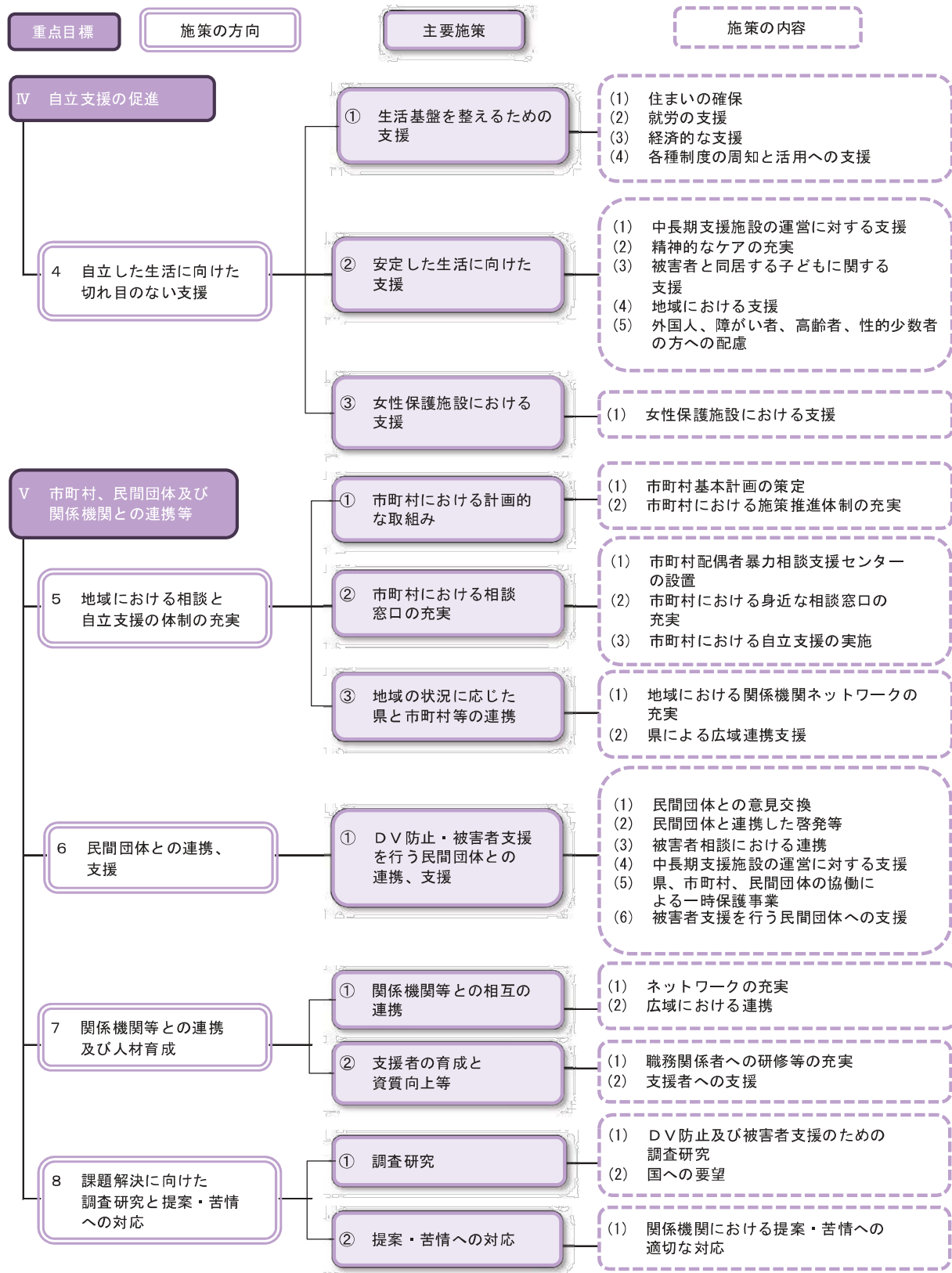
重点目標を達成するために取り組む各施策のうち、次の4つのポイントは、特に重点的に取り組むべきとの考え方から、2014年に改定したプランの取組みを更に進め、施策を充実・強化します。

特に重点的に取り組むポイント	
ポイント1	【DV防止】DV発生未然防止のための予防対策の強化
ポイント2	【DV防止】相談実例に基づくDV防止啓発冊子の作成等による啓発の強化
ポイント3	【被害者支援】相談・支援に対応する職員に向けた研修体制の強化
ポイント4	【被害者支援】被害者支援に取り組む民間団体に対する支援の強化

Ⅲ 計画の内容

3 施策の体系





Ⅲ 計画の内容

4 具体的な施策内容

重点目標Ⅰ 暴力の未然防止

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。いかなる場合であっても暴力は絶対に許されないことや、お互いを大切にしようとする人権尊重の意識を早い時期から醸成するとともに、被害者を生み出さないためのDV予防対策に取り組むことにより、暴力を未然防止することをめざします。

施策の方向1 暴力防止に向けた取組みの強化

DVは、家庭内や親しい人間関係において行われるため、外部からはその発見が困難な場合が多く、潜在化しやすい傾向にあります。また、被害者だけでなく、同居する子どもの心身面にも深刻な影響を及ぼす恐れがあります。

暴力を未然に防止するため、若年層への意識啓発など、暴力は決して許されないことについて理解を深めるための啓発活動を行うとともに、DVの発生自体を予防するための対策に取り組めます。

また、被害者の早期発見に向け、医療機関等との連携を強化するため、相談窓口や通報制度の周知に取り組むほか、被害者を生み出さないため加害行為の抑止に取り組めます。

■主要施策

① 未然防止に向けた意識啓発

施策の内容	事業概要
(1) 学校における人権教育の推進	・学校等において、暴力はどんな場合でも人権侵害であるということについての教育を推進します。(県・市町村)
(2) 交際相手からの暴力(デートDV)に関する啓発	・かながわ男女共同参画センター等は、中学生・高校生向けの交際相手からの暴力(デートDV)に関する啓発資料を配布するほか、メディアリテラシー講座等と合わせてデートDV防止啓発講座を実施するなど、若年者向け事業を強化するとともに、相談窓口を周知します。(県) ・県立高校において、教職員に向けて、交際相手からの暴力(デートDV)を含む人権研修を実施します。(県)
(3) DV予防のベースにある気づきやコミュニケーション能力強化の促進	・かながわ男女共同参画センターは、DVの発生しない幸せな家庭を築くために必要な、向き合うべき課題への気づきやコミュニケーション能力の身につけ方に関する啓発冊子の発行やトレーニング・セミナーなどを進めます。(県)

Ⅲ 計画の内容

(4) 県民への啓発活動の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・人権男女共同参画課等は、認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、相談実例を収集・分析した結果を活用した啓発冊子を作成し、県内大学等へ配布するほか、DV防止啓発冊子や窓口案内カードの作成・配布、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布などにより、県民への暴力防止啓発活動の充実に努めます。なお、インターネットの活用など、より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。(県・市町村) ・かながわ男女共同参画センターは、女性向けDV気づき講座や男性向けDV防止啓発講座など、DVの定義や暴力の形態、心やからだへの影響などに関する講座等を開催し、DVについて広く県民に周知するなど、啓発活動の充実に努めます。(県・市町村) ・かながわ男女共同参画センター等は、DVが子どもに及ぼす影響(面前DV)についての理解を深めるための啓発を行います。(県)
-------------------	---

② 早期発見に向けた連携

施策の内容	事業概要
(1) 医療機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等と連携し、暴力被害の早期発見に努めます。(県・市町村) ・医療関係者向けDV対応の手引きを作成するなど、医療関係者等に対し、被害者への相談窓口等の情報提供を図ります。【再掲】(*12) (県)

③ 加害行為の抑止

施策の内容	事業概要
(1) 加害者からの相談への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・DVに悩む男性のための相談を実施します。【再掲】 (県)
(2) 加害者暴力の抑制や更生に向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・警察は、加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為をしていることの自覚を促すなど、事態の沈静化を図るよう努めます。(県警察本部) ・加害者更生に関する国の調査研究の動向を把握し、その充実及び必要な法整備について、国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等を把握するよう努めます。【再掲】 (県)

(*12) 【再掲】:

1つの事業を複数の柱に位置付ける場合に、最も関係が深い施策の内容への位置付け(本掲)に対して、他の施策の内容への位置付けを【再掲】と表記(以下同じ)。

Ⅲ 計画の内容

重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備

県配偶者暴力相談支援センターをはじめとした相談機能を充実するとともに、県民や医療関係者、地域で活躍する民生委員・児童委員等に対して、相談窓口の利用促進に向けた周知や、通報制度の周知について取り組むことにより、被害者がいつでも、早期に、安心して相談できる体制整備をめざします。

施策の方向2 相談体制の充実

DVに悩む被害者が相談しやすい環境を整えるため、被害者の状況に応じた様々な相談に対応できるよう、県の配偶者暴力相談支援センターにおける相談機能の充実に努めます。

また、相談者及び相談を受ける職員等の安全とプライバシーを確保し、適切な情報管理を行うとともに、外国人や高齢者など、相談しにくさやDVの潜在化などの課題を抱えている相談者に対して適切な配慮を行います。

さらに、DVに悩みながらも相談をためらう潜在的な被害者が相談しやすい環境づくりを進めるため、相談窓口の周知・利用促進などに努めるほか、SNSを活用した相談など、若年者が利用しやすい相談環境について検討するなど、相談体制の充実をめざします。

■主要施策

① 県配偶者暴力相談支援センターの機能の充実

施策の内容	事業概要
(1) 被害者の状況に応じた相談の実施	・被害者支援のための相談を実施します。(県) ・法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を実施します。(県) ・民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。(県・民間団体) ・被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。【再掲】(県)
(2) 被害者支援のための情報収集・提供等	・被害者の支援に必要な情報を収集し、被害者や市町村・福祉事務所、民間団体等に提供します。(県) ・被害者支援に関して、ホームページ等により情報提供を行います。(県) ・保護命令の申立てに関する助言や、書面の作成を行います。(県)
(3) 職務関係者に向けた情報収集・提供	・DVに関する情報を収集し、市町村・福祉事務所、民間団体等へ提供します。(県)

Ⅲ 計画の内容

(4) 休日夜間緊急体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。 (県・県警察本部・民間団体) 民間団体と連携し、休日夜間等、時間外における被害者相談を実施します。 (県・民間団体)
(5) 男性相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 男性被害者相談を実施します。 (県) DVに悩む男性のための相談を実施します。 (県)

② 相談者の安全確保と配慮

施策の内容	事業概要
(1) 相談窓口における安全の確保と秘密の保持	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備します。(県・県警察本部・市町村)
(2) 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者の方への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。【再掲】 (県)

③ 適正な情報の管理

施策の内容	事業概要
(1) 適正な情報の管理	<ul style="list-style-type: none"> 相談者の情報流出を防止する体制を確立し、相談者及び職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に努めます。 (県・県警察本部・市町村・民間団体)

④ 相談窓口の利用促進

施策の内容	事業概要
(1) 県民への周知及び利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 県の被害者相談窓口案内カード、DV相談窓口案内・多言語・学生向けデートDV等の各種リーフレットなど、情報提供資料等の配置場所の拡大やインターネット等の活用により、相談窓口のより一層の周知に努めます。 (県・市町村) SNSを活用した相談など、若年者が利用しやすい相談環境について検討を行います。 (県)
(2) 医療関係者等との連携による周知及び利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 医療関係者向けDV対応の手引きを作成するなど、医療関係者等に対し、被害者への相談窓口等の情報提供を図ります。 (県)
(3) 地域で活動する民生委員・児童委員への相談窓口の周知及び利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域で活動する民生委員・児童委員へ相談窓口を周知し、相談に繋がるように努めます。 (県・市町村)

⑤ 通報制度の周知

施策の内容	事業概要
(1) 医療関係者等への通報制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> 医療関係者等に対し、通報制度の周知を図ります。 (県)

Ⅲ 計画の内容

重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備

被害者の保護を行ううえで、被害者の安全確保が何よりも重要です。緊急の場合に、迅速かつ適切に避難し、安全が確保され、必要な支援を受けることができるための一時保護体制の整備をめざします。

施策の方向3 一時保護と安全確保

被害者の安全を確保し、一時保護を行うことは、DV防止法により都道府県の責務とされています。一時保護を受けようとする被害者が、緊張や不安が緩和され、安心して援助を受けることができるという気持ちを持てるように、きめ細かな相談対応を行い、被害者が迅速かつ適切に避難でき、状況に応じた適切な支援を受けられるよう、市町村や警察、民間団体等の関係機関と連携しながら、一時保護体制の充実を図るとともに、同伴児童への支援を行います。あわせて、被害者の安全を確保するため、保護命令など各種制度の活用や適正な情報の管理に努めます。

■主要施策

① 一時保護の実施

施策の内容	事業概要
(1) 一時保護体制の確保	<ul style="list-style-type: none">・市町村や民間団体と連携し、一時保護が必要な被害者に対して、本人の意思を尊重し、迅速かつ適切な一時保護を実施します。 (県・市町村・民間団体)・警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。 (県・県警察本部)・休日夜間の受入れ体制など、被害者を適切に一時保護する体制を確保します。 (県)
(2) 多様なケースに対応した一時保護の実施	<ul style="list-style-type: none">・子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人の被害者等、被害者の状況に応じた一時保護を実施します。 (県・市町村・民間団体)・障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、適切な施設の活用にも努めます。 (県・市町村・民間団体)
(3) 県、市町村、民間団体の協働による一時保護事業	<ul style="list-style-type: none">・県、市町村、民間団体による三者協働一時保護の充実に努めます。 (県・市町村・民間団体)

Ⅲ 計画の内容

② 一時保護利用者への支援

施策の内容	事業概要
(1) 被害者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 看護師や心理判定員を配置し、被害者の健康面や心理面のケアを行います。(県) 保育士による日中保育や預かり保育を実施します。(県・民間団体) 民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。(県・民間団体) 被害者の個々の状況に応じ、県、市町村、民間団体の連携によるケースカンファレンスを行い、支援方針を決めます。(県・市町村・民間団体)
(2) 同伴児童への支援	<ul style="list-style-type: none"> 教育指導員を配置し、より適切な学習の機会を提供します。(県) 心理判定員を配置し、同伴児童の心理的ケアの充実を図ります。(県) DVと児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。(県・市町村) 一時保護施設内にプレイルームや学習室などを設置し、同伴児童が利用しやすい環境の整備に努めます。(県)

③ 被害者の安全の確保と配慮

施策の内容	事業概要
(1) 通報への対応	<ul style="list-style-type: none"> 通報があった場合は、通報者に被害者の意思の確認や、相談窓口の情報の提供を依頼するとともに、被害者からの相談に対応し、緊急性が高い場合は、警察と連携して、被害者の安全の確保に努めます。(県・県警察本部・市町村) 通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。(県・県警察本部・市町村)
(2) 警察における暴力の制止及び被害者の保護	<ul style="list-style-type: none"> 警察は、通報等により暴力が行われていると認めるときは、暴力の制止にあたりるとともに、応急の救護を要すると認められるときは被害者を保護します。(県警察本部) 警察は、被害者の状況に応じ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど暴力による被害の発生を防止するための措置を講じます。(県警察本部)
(3) 警察への相談及び援助の申出に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 警察は、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう配慮するとともに、被害防止を念頭に置いた適切な措置を講じます。(県警察本部) 警察は、身体に対する暴力を受けている被害者から、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定める必要な援助を行います。(県警察本部)
(4) 一時保護における安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の安全のため、相談窓口等から一時保護施設まで被害者に同行します。(県・市町村) 警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。【再掲】(県・県警察本部) 被害者の安全を最優先に置きつつ、一時保護の間、被害者の利便を必要以上に制限することがないような環境づくりについて、国の調査研究及び検討会の動向などを注視しながら検討します。(県)

Ⅲ 計画の内容

<p>(5) 保護命令に係る安全の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者に対し、保護命令制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、関係機関と連携を図りながら、安全の確保に関する助言等を行います。(県・県警察本部・市町村) ・警察は、裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けたときは、速やかに被害者と連絡を取り、緊急時の迅速な通報の教示等防犯指導を実施し、必要に応じて住居等の付近を警戒するなどの対策を講じます。(県警察本部) ・警察は、加害者に対して保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行います。(県警察本部) ・配偶者暴力相談支援センターは、裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、被害者に本人及び子どもや親族等の安全の確保に関する助言を行います。(県・県警察本部・市町村)
<p>(6) 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者の方への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。(県) ・民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。【再掲】(県・民間団体) ・通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。【再掲】(県・県警察本部・市町村) ・子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な被害者等、被害者の状況に応じた一時保護を実施します。【再掲】(県・市町村・民間団体) ・障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、適切な施設の活用に努めます。【再掲】(県・市町村・民間団体)

④ 適正な情報の管理

施策の内容	事業概要
<p>(1) 適正な情報の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の一時保護における安全とプライバシーを確保するため、適正な情報の管理に努めます。(県・県警察本部・市町村・民間団体) ・職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に努めます。(県・県警察本部・市町村・民間団体)

重点目標Ⅳ 自立支援の促進

関係機関や民間団体が相互に連携しながら、被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組むことにより、一人ひとり異なった状況におかれている被害者が、様々な課題を解決しながら自立した生活に向けて踏み出すことができる社会をめざします。

施策の方向4 自立した生活に向けた切れ目のない支援

被害者が一時保護から自立をしていく過程には、精神的、経済的な問題をはじめ、住まいの確保、就労、子どものケアや就学など、解決すべき様々な課題があります。住まいの確保や就労の支援など、生活基盤を整えるための支援だけでなく、精神的なケアや被害者と同居する子どもへの支援などにより、安定した生活を送ることができるように、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。

また、一時保護施設退所後の入所先の一つである女性保護施設の環境充実に努め、被害者の自立に向けた支援を行います。

■主要施策

① 生活基盤を整えるための支援

施策の内容	事業概要
(1) 住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> 民間団体との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。 (県・市町村・民間団体) 県営住宅における、被害者の住まいの確保に努めます。(県・市町村)
(2) 就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の個々の状況に応じた就職や転職のための相談、就労のための講座などの事業を実施します。(県・市町村) 県・市町村の就労支援や、ハローワークの活用に関する情報を収集し、被害者に提供します。(県・市町村) 被害者である母子家庭の母等を対象とした職業訓練を実施します。(県・市町村) 生活保護を受給している被害者のための就労支援を実施します。(県・市町村)
(3) 経済的な支援	<ul style="list-style-type: none"> 経済的な自立に向けた支援に関する情報を収集し、被害者に助言等を行います。(県・市町村) 福祉事務所において、生活保護の円滑な運用を行います。(県・市町村) 犯罪被害者を支援する給付金制度に関する情報提供を行います。(国の制度) (県・県警察本部・市町村) 被害者の経済的支援のために、社会福祉協議会貸付金や民間団体の貸付基金等の活用について、被害者に助言等を行います。 (県・市町村・民間団体)

Ⅲ 計画の内容

(4) 各種制度の周知と活用への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険など、被害者の自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や被害者の安全確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行します。(県・市町村) ・被害者が法律的な支援を受けられるよう、法テラスの活用や法律扶助制度に関する情報提供を行います。(県・市町村) ・被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。(県・市町村)
--------------------	---

② 安定した生活に向けた支援

施策の内容	事業概要
(1) 中長期支援施設(*13)の運営に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。(県・市町村・民間団体)
(2) 精神的なケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的なケアなど、民間団体が実施する自立支援活動を支援します。(県・民間団体) ・心理カウンセラーによるメンタルケアを実施し、被害者の精神的なケアの充実を図ります。(県) ・自助グループの立ち上げを支援します。(県) ・被害者のためのカウンセリング等を行う医療機関や民間団体の情報提供に努めます。(県)
(3) 被害者と同居する子どもに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。(県・市町村) ・子どもを同伴している被害者に対し、母子生活支援施設(*14)の広域連携を活用し支援に努めます。(県・市町村) ・教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。(県・市町村) ・児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努めます。(県・市町村)
(4) 地域における支援	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな地域で自立生活を始める場合、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。(県・市町村) ・自立生活を始める被害者の生活面や心身面の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。(県・市町村) ・各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。(県・市町村・民間団体) ・一時保護施設を退所し、地域で生活する被害者のためのサポート相談を実施します。(県)
(5) 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者の方への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。【再掲】(県)

(*13) 中長期支援施設：

ステップハウスともいい、一時保護後の自立に向けた準備を行うための住まいをいう。

(*14) 母子生活支援施設：

同伴児童がいる母親を対象とする児童福祉法に基づく施設で、母子を保護し、その自立を支援する。県では、母子生活支援施設の広域連携を活用し、県外の母子生活支援施設とも連携に努めている。

Ⅲ 計画の内容

③ 女性保護施設における支援

施策の内容	事業概要
(1) 女性保護施設における支援	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="568 416 1401 488">・ 就労支援や退所者支援などにより自立に向けた支援を行います。 (県・民間団体)<li data-bbox="568 495 1401 562">・ 被害者や同伴児童・同伴者の心身の回復と自立に向け、環境の充実に努めます。 (県・民間団体)

Ⅲ 計画の内容

重点目標Ⅴ 市町村、民間団体及び関係機関との連携等

被害者支援に当たっては、相談や一時保護、自立支援など、様々な段階において関係機関が相互に連携し合うことが重要です。地域における最も身近な行政主体である市町村や、被害者に寄り添ったきめ細かな支援に取り組んできた民間団体、関係機関等、様々な主体と連携・協働しながら支援に取り組めます。

また、DV防止と被害者支援のため、被害の実態やDVに対する県民意識等を調査・分析しながら、施策を検討・反映させていくとともに、相談や支援に対する被害者からの苦情に真摯に対応し、必要な改善に取り組めます。

施策の方向5 地域における相談と自立支援の体制の充実

市町村や地域の保健所などは、被害者の最も身近な相談窓口として重要な役割を果たしています。特に市町村は基礎的自治体として、被害者支援に直接つながる多様な機能を有していることから、地域の実情に合わせた幅広い取り組みが求められています。そのため、市町村基本計画の策定や、配偶者暴力相談支援センターの設置に努めるとともに、相談窓口の設置や被害者に対する情報提供、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等を実施します。

県は、被害者支援における中核として、一時保護等を実施するほか、市町村基本計画の策定に対する支援や、市町村配偶者暴力相談支援センターの設置についての働きかけ、研修等の広域的な施策の実施など、市町村との連携を深めながら支援を行います。

■主要施策

① 市町村における計画的な取り組み

施策の内容	事業概要
(1) 市町村基本計画の策定	・市町村は、DV防止や被害者の支援に関する基本計画の策定に努め、県はこれを支援します。 (県・市町村)
(2) 市町村における施策推進体制の充実	・市町村は、基本計画の推進に向けて、庁内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。 (県・市町村)

Ⅲ 計画の内容

② 市町村における相談窓口の充実

施策の内容	事業概要
(1) 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者が身近な地域で相談や自立の支援を受けられる窓口として、市町村は、配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の相談や自立支援の充実強化に努め、県はこれを支援します。(県・市町村) ・ 市町村配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一時保護の実施に対する権限の強化や財政的な支援について、国へ要望します。(県・市町村)
(2) 市町村における身近な相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村は、被害者相談窓口の充実に努め、県はこれを支援します。(県・市町村) ・ 市町村は、被害者と接する相談窓口職員の研修の充実を図り、庁内連携会議の設置や庁内マニュアルの作成等により、その連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。(県・市町村) ・ 市町村の相談窓口職員への支援を行います。(県) ・ 被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。【再掲】(県)
(3) 市町村における自立支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村は、地域の実情にあわせた、被害者の自立支援のための独自の取り組みの充実に努め、県はこれを支援します。(県・市町村) ・ 新たな地域で自立生活を始める場合、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。【再掲】(県・市町村) ・ 自立生活を始める被害者の生活面や心身面の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。【再掲】(県・市町村) ・ 各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。【再掲】(県・市町村・民間団体)

③ 地域の状況に応じた県と市町村等の連携

施策の内容	事業概要
(1) 地域における関係機関ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。(県・県警察本部・市町村・民間団体)
(2) 県による広域連携支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者の居住する市町村等と調整し、被害者が必要な支援を受けることができるよう努めます。(県・市町村) ・ 県保健福祉事務所等は、町村と連携して被害者の相談や自立支援を行います。(県・町村) ・ 県及び市町村配偶者暴力相談支援センターの連絡会議を設置し、連携を強化します。(県・市町村) ・ 法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を実施します。【再掲】(県) ・ 民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。【再掲】(県・民間団体) ・ 男性被害者相談を実施します。【再掲】(県) ・ DVに悩む男性のための相談を実施します。【再掲】(県) ・ 休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。【再掲】(県・県警察本部・民間団体)

Ⅲ 計画の内容

施策の方向 6 民間団体との連携、支援

県では、DV防止法制定前からDV相談や被害者支援などの活動を先行して展開してきた民間団体と連携することにより、被害者支援の充実を図ってきました。

行政だけでは手が届かない被害者に対して、よりきめ細かな支援を行っている民間団体と協働しながら、DV防止法に基づいて委託する一時保護や、県と市町村、民間団体の三者が協働して実施する一時保護事業に引き続き取り組むほか、連携して啓発や相談事業などを行います。

また、被害者への支援内容を充実させるため、被害者支援を行っている民間団体への支援を行うほか、民間団体や関係機関と定期的に意見交換を行い、施策や事業への反映・見直しに取り組みます。

■主要施策

① DV防止・被害者支援を行う民間団体との連携、支援

施策の内容	事業概要
(1) 民間団体との意見交換	・ 取組みの充実に向け、被害者支援に取り組んでいる民間団体との定期的な意見交換を実施します。 (県・民間団体)
(2) 民間団体と連携した啓発等	・ 啓発資料等は、民間団体に蓄積された被害者支援のノウハウ等を踏まえて作成します。 (県・民間団体) ・ 被害者への適切な支援の実施のため、被害者支援等に取り組んでいる民間団体のスタッフ等を講師に、職務関係者の研修を開催します。 (県・民間団体)
(3) 被害者相談における連携	・ 民間団体と連携し、休日夜間等、時間外における被害者相談を実施します。【再掲】 (県・民間団体) ・ 民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。【再掲】 (県・民間団体)
(4) 中長期支援施設の運営に対する支援	・ 一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。【再掲】 (県・市町村・民間団体)
(5) 県、市町村、民間団体の協働による一時保護事業	・ 県、市町村、民間団体による三者協働一時保護の充実に努めます。 【再掲】 (県・市町村・民間団体)
(6) 被害者支援を行う民間団体への支援	・ 民間委託団体のスタッフを対象とした研修を実施します。 (県) ・ 民間団体が行う、スタッフ等の人材養成を支援します。 (県・民間団体) ・ 民間委託団体に出向き、ケースカンファレンスを実施します。 (県) ・ 民間委託団体へ同伴児童の学習面に関する支援の助言を行います。 (県) ・ 被害者の自立支援活動等を行う民間団体の取組みを支援します。 (県・民間団体) ・ 民間委託施設等を利用している被害者に対して、心理的ケアなど、専門家による支援を行います。 (県)

Ⅲ 計画の内容

施策の方向 7 関係機関等との連携及び人材育成

県内のDV対策を総合的に推進するため、県及び市町村、民間団体等で構成する「神奈川県DV対策推進会議」を設置するなど、関係機関・民間団体相互の連携を推進します。

また、関係機関・民間団体の職務関係者が、共通の認識・共通の理解のもと、質の高い被害者支援等に取り組むため、研修の充実を図り、支援者の資質向上に努めます。

■主要施策

① 関係機関等との相互の連携

施策の内容	事業概要
(1) ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。(県・市町村) ・通報制度や保護命令制度を活用した被害者支援のため、医療、法律などの関係機関・関係団体との連携を図ります。(県・市町村・県警察本部) ・被害者の子どもへの接近禁止命令が発令される場合もあることから、保護命令制度の趣旨及び概要について、会議の場やホームページ等を通じて教育委員会及び学校、保育所等に周知を図ります。(県・市町村) ・関係機関・関係団体が連携し、被害者が自立した生活を続けるための、長期にわたる切れ目のない支援に努めます。(県・市町村・民間団体)
(2) 広域における連携	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の支援に当たっては、必要に応じて、県外の婦人相談所や婦人保護施設、母子生活支援施設の活用など、都道府県域を越えた連携に努めます。(県) ・関係する場所が複数の都道府県にわたるものについては、関係都道府県警察と連携します。(県警察本部)

② 支援者の育成と資質向上等

施策の内容	事業概要
(1) 職務関係者への研修等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。(県) ・被害者への適切な支援の実施のため、福祉、警察、医療、法律、教育関係者や人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者の研修や情報提供を行います。(県・市町村) ・県・市町村の被害者の相談や一時保護等を担当する職員の専門性を高めるため、医療や法律の専門家や民間団体のスタッフ等を招いて研修を行います。(県) ・被害者支援に携わる職員等へ、情報管理を含む危機管理に関する研修を行います。(県・県警察本部・市町村・民間団体) ・県及び市町村における被害者支援等に関するノウハウについて、相互に情報交換することにより、資質向上に努めます。(県・市町村)
(2) 支援者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援に携わる相談員等の精神的安定を図り、より良い被害者支援を実施できるよう、組織内でのスーパービジョン(*15)を実施するなど、メンタルヘルスケアの充実に努めます。(県・市町村) ・市町村の相談窓口職員への支援を行います。【再掲】(県)

(*15) スーパービジョン：

事例を報告し、より経験のある者等から適切な方向付けを得るための指導を受けること。スーパービジョンを受ける際の指導者をスーパーバイザーという。

Ⅲ 計画の内容

施策の方向 8 課題解決に向けた調査研究と提案・苦情への対応

DV防止と被害者支援のための調査研究を行い、施策に反映させるとともに、必要な法整備等について国へ要望します。また、県・市町村等の関係機関は、県民等からの提案や被害者からの苦情の申出について適切・迅速に対応します。

■主要施策

① 調査研究

施策の内容	事業概要
(1) DV防止及び被害者支援のための調査研究	<ul style="list-style-type: none">・DV防止や被害者支援のための調査や研究を実施し、施策に反映させます。(県)・国等の調査・研究の情報を収集し、調査研究に活用するとともに、関係機関へ情報提供します。(県)
(2) 国への要望	<ul style="list-style-type: none">・女性に対する暴力を未然に防止するための取組みの充実や、近年増加がみられる男性被害者に対する支援体制の枠組みの構築などについて、国へ要望します。(県)・加害者更生に関する国の調査研究の動向を把握し、その充実及び必要な法整備について、国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等を把握するよう努めます。(県)・困難を抱える女性達の自立に向けた支援を適切に行うことができるよう、売春防止法の抜本的な改正または女性の保護に関する新たな法整備について、国へ要望します。(県)

② 提案・苦情への対応

施策の内容	事業概要
(1) 関係機関における提案・苦情への適切な対応	<ul style="list-style-type: none">・県民等からの配偶者等暴力の防止や被害者の支援に関する提案、被害者からの苦情の申出を受けた場合は、被害者の置かれている状況に配慮して、適切・迅速に対応するよう努めます。(県・県警察本部・市町村)